

岩国市英語交流センター使用料に関する規則（令和4年3月26日規則第59号）

最終改正:

改正内容:令和4年3月26日規則第59号 [令和4年3月26日]

○岩国市英語交流センター使用料に関する規則

令和4年3月26日規則第59号

岩国市英語交流センター使用料に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、岩国市英語交流センター条例（令和3年条例第26号。以下「条例」という。）の規定に基づき、岩国市英語交流センター（以下「センター」という。）のセミナースペースの使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用料の減免）

第2条 条例第8条第2項の規定による使用料の減免は、次に掲げるとおりとする。

（1）全額を免除する場合

ア 市が主催して行う事業のために利用するとき。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校における教育活動として利用するとき。

ウ その他市長が特に必要があると認めるとき。

（2）5割を減額する場合

ア 語学の習得又は国際交流を目的とする事業を行う団体が市と共催して行う事業のために利用するとき。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、岩国市英語交流センター条例施行規則（令和4年教育委員会規則第17号）第2条第1項に規定する岩国市英語交流センター利用（変更）許可申請書に岩国市英語交流センター使用料減免申請書（様式第1号）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、前項各号に定める事項に該当することを証する書類を添付するものとする。

3 第1項の規定により使用料を減額した場合において、減額後の金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（使用料の還付）

第3条 条例第8条第3項ただし書の規定による既納の使用料の還付の額は、次に定めるところによる。

（1）利用者の責めに帰さない理由で利用することができなくなったとき 全額

（2）センターの管理上特にその必要性があると認め、利用の許可を取り消したとき 全額

2 前項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、岩国市英語交流センター使用料還付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

(宛先)
岩国市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

岩国市英語交流センター使用料減免申請書

岩国市英語交流センター条例第8条第2項及び岩国市英語交流センター使用料に関する規則第2条の規定により、岩国市英語交流センターの使用料の減免について、次の理由を証明する書類を添えて申請します。

理由

本件責任者氏名
本件担当者氏名
連絡先

年 月 日

(宛先)
岩国市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

岩国市英語交流センター使用料還付申請書

年 月 日に納付した使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 許可番号 第 号
- 2 既納使用料 円
- 3 理由

本件責任者氏名
本件担当者氏名
連絡先